

がんの医療提供体制における各医療機能

機能	【予 防】	【治 療】		【療養支援】	
	がんを予防する機能	がん診療機能	がん診療拠点病院の診療機能		在宅療養支援機能
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 禁煙やがんに関連するウイルス等の感染予防、生活習慣の改善などががんのリスクを低減させること ○ 科学的根拠に基づくがん検診の実施、がん検診の精度管理・事業評価の実施及びがん検診受診率を向上させること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精密検査や確定診断等を実施すること ○ 診療ガイドラインに則した標準的治療を推進すること ○ 患者の状態やがんの病態に応じて、手術療法、放射線療法及び薬物療法等や、これらを組み合わせた集学的治療を実施すること ○ がんの治療の合併症の予防や軽減を図り、支持療法を推進すること ○ 各職種の専門性を活かした多職種でのチーム医療を実施すること ○ 患者やその家族が自ら治療方法等を選択できるよう、インフォームドコンセントをしっかりと行うとともに、セカンドオピニオンを受けやすい環境の整備を図ること ○ がんと診断された時から、治療、在宅療養など様々な場面で切れ目なく緩和ケアを実施するとともに、チームによる専門的な緩和ケアを提供すること ○ 身体的苦痛の緩和だけでなく、不安や抑うつなど心理的苦痛、就業、経済負担等の社会的苦痛など様々な苦痛に対して十分な緩和ケアを提供すること ○ 医療だけでなく生活・介護・就労など、がん患者からの様々な相談に応じる相談支援体制の充実を図ること 			<ul style="list-style-type: none"> ○ がん患者やその家族が希望する場所で、切れ目のない緩和ケアを含めた在宅医療・介護サービスを受けられるよう在宅療養体制を充実させること
求められる事項	<p>(医療機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ がんに係る精密検査を実施すること ○ 精密検査の結果を市町村や検診機関等の関係機関にフィードバックするなど、がん検診の精度管理に協力すること ○ 禁煙外来を実施すること ○ 敷地内禁煙を実施すること <p>(行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県及び市町村は、がん予防に関する正しい知識の普及啓発を行うこと ○ 市町村は、がん検診を実施すること ○ 市町村は、関係機関等と連携し、要精検者や未受診者が受診しやすい環境整備を行うこと ○ 県は、市町村や関係機関と連携し、禁煙希望者に対する禁煙支援や受動喫煙の防止等のたばこ対策に取り組むこと ○ 県は、ウイルス等の感染に起因するがんへの対策を推進すること ○ 県は、市町村に対して科学的根拠に基づくがん検診を実施するよう助言すること ○ がん登録等から得られた情報を活用してがんの現状把握に努めること ○ 県は、がん対策推進協議会がん予防検診部会において、検診の実施方法や精度管理の向上等に向けた取組みを検討すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 診療ガイドラインに則した診療を実施すること ○ 血液検査、画像検査(エックス線検査、CT、MRI、核医学検査、超音波検査、内視鏡)及び病理検査等の診断・治療に必要な検査が実施可能であること ○ 病理診断や画像診断等が実施可能であること ○ 患者の状態やがんの病態に応じて、手術療法、放射線療法及び薬物療法等や、これらを組み合わせた集学的治療が実施可能であること ○ がんと診断された時から緩和ケアを実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者の状態やがんの病態に応じて、手術療法、放射線療法及び薬物療法等や、これらを組み合わせた集学的治療、緩和ケア及び外来化学療法が実施可能であること ○ 専門医や専門・認定看護師、放射線治療専門放射線技師、がん薬物療法認定薬剤師など専門性の高い医療従事者で構成された多職種でのチーム医療を実施すること ○ がん治療の合併症予防や軽減を図るため、周術期の口腔管理を実施する病院内の歯科や歯科医療機関と連携を図ること ○ 患者とその家族の意向に応じて、専門的な知識を有する第三者の立場にある医師の意見を求めることができるセカンドオピニオンが受けられること ○ 院内がん登録を実施すること ○ 緩和ケアチームや緩和ケア外来の診療機能の向上を図り、身体的苦痛の緩和だけでなく、不安や抑うつなど心理的苦痛、就業、経済負担等の社会的苦痛など様々な苦痛に対して十分な緩和ケアを提供すること ○ 地域連携支援の体制を確保するため、病院間の役割分担を進めるとともに、研修、カンファレンス、診療支援、地域連携クリティカルパス等の活用や、急変時の対応も含めて、他のがん診療機能や在宅療養支援機能を有している医療機関等と連携すること ○ 相談支援の体制を確保し、情報の収集・発信、患者・家族の交流の支援等を実施していること。その際、小児・AYA世代のがん、希少がん、難治性がん等に関する情報についても提供できるよう留意すること ○ 仕事と治療の両立支援や就職支援、がん経験者の就労継続支援の取組みをがん患者に提供できるようにすること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 診療情報や治療計画を共有するなど、がん診療連携拠点病院等ががん診療機能を有する医療機関と連携し、退院後の切れ目のない緩和ケア等を提供すること ○ 地域においては、24時間対応が可能な在宅医療提供体制を構築し、看取りを含めた人生の最終段階におけるケアを提供すること ○ 医療用麻薬の適正使用によりがん疼痛等に対するケアを実施すること ○ 5大がん(肺、胃、肝、大腸、乳がん)の県内統一の地域連携クリティカルパスに加え、在宅緩和ケア地域連携クリティカルパスの運用により、がん診療連携拠点病院等と地域の医療機関の連携を強化すること 	
医療機関例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病院・診療所 	<ul style="list-style-type: none"> ○ がん診療連携拠点病院 ○ がん診療地域連携拠点病院 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病院・診療所 ○ 緩和ケア病棟・病床を有する病院 ○ 薬局 ○ 在宅緩和ケア支援センター ○ 訪問看護ステーション 		
医療機関選定の基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ リストは作成しない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下記のすべてを満たす機関 【肺がん】肺悪性腫瘍摘出術・肺悪性腫瘍化学療法 【胃がん】胃悪性腫瘍手術・胃悪性腫瘍化学療法 【肝がん】肝生検・肝悪性腫瘍手術・肝悪性腫瘍化学療法 【大腸がん】大腸悪性腫瘍手術・大腸悪性腫瘍化学療法 【乳がん】乳腺悪性腫瘍手術・乳腺悪性腫瘍化学療法 【子宮がん】子宮悪性腫瘍手術・子宮悪性腫瘍化学療法 + 【緩和ケア領域】医療用麻薬によるがん疼痛治療 がんに伴う精神症状のケア 【禁煙外来・敷地内全面禁煙】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ がん診療連携拠点病院 ○ がん診療地域連携拠点病院 	<ul style="list-style-type: none"> 【医療機関】 ○ 下記のすべてを満たす機関 1. 消化器、肝・胆道・膵臓、呼吸器、乳腺、婦人科領域の一次診療 2. 医療用麻薬によるがん疼痛治療 3. 在宅における看取り 4. 往診あるいは在宅訪問診療 5. 疼痛の管理 6. 在宅ターミナルケアの対応 <ul style="list-style-type: none"> ○ 【ホスピス・緩和ケア病棟を有する病院】 ○ 【薬局】(麻薬調剤、在宅患者訪問薬剤管理指導の提供) ○ 【訪問看護ステーション】※リスト作成なし ○ 【介護サービス事業所】※リスト作成なし ○ 【居宅介護支援事業所】※リスト作成なし 	

脳卒中の医療提供体制における各医療機能

	【予 防】	【救 護】	【急 性 期】	【回 復 期】	【維 持 期(生 活 期)】
機 能	発症予防の機能	応急手当・病院前救護の機能	救急医療の機能	身体機能を回復させるリハビリテーションを実施する機能	日常生活への復帰及び(日常生活の)維持のためのリハビリテーションを実施する機能
目 標	○ 脳卒中の発症を予防すること	○ 脳卒中が疑われる患者が、発症後迅速に専門的な診療が可能な医療機関に到着できること。	○ 患者の来院後1時間以内(発症後4.5時間以内)に専門的な治療を開始すること ○ 発症後4.5時間を超えても血管内治療など高度に専門的な治療の実施について検討すること ○ 生活不活発病(廃用症候群)や合併症の予防、早期にセルフケアについて自立できるためのリハビリテーションを実施すること	○ 機能回復やADL(日常生活動作)の向上のための集中的なリハビリテーションを実施すること ○ 再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理を実施すること ○ 誤嚥性肺炎等の合併症の予防を図ること	○ 生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを実施し、在宅等への復帰及び日常生活の継続を支援すること ○ 再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理を実施すること ○ 誤嚥性肺炎等の合併症の予防を図ること
求められる事項	○ 高血圧、糖尿病、脂質異常症、不整脈(特に心房細動)、喫煙、過度の飲酒等の基礎疾患及び危険因子の管理が可能であること ○ 突然の症状出現時における対応について、本人及び家族など患者の周囲の者に対する教育、啓発を実施すること ○ 突然の症状出現時に、急性期医療を担う医療機関への受診を勧奨すること	(本人及び家族等周囲にいる者) ○ 発症後速やかに救急搬送の要請を行うこと(救急救命士等) ○ 地域メディカルコントロール協議会の定めたプロトコル(活動基準)に沿い、適切な観察・判断・処置を行うこと ○ 急性期医療を担う医療機関へ発症後迅速に搬送すること	○ 血液検査や画像検査等の必要な検査が24時間実施可能であること ○ 脳卒中が疑われる患者に対して、専門的診療が24時間実施可能であること(画像伝送等の遠隔診断に基づく治療を含む。) ○ 適応のある脳梗塞症例に対し、来院後1時間以内(若しくは発症後4.5時間以内)に組織プラスミノゲン・アクチベータ(t-PA)の静脈内投与による血栓溶解療法が実施可能であること(医療機関が単独でt-PA療法を実施できない場合には、遠隔画像診断等を用いた診断の補助に基づく実施を含む。) ○ 適応のある脳卒中症例に対し、外科手術及び脳血管内手術が来院後速やかに実施可能又は実施可能な医療機関との連携体制がとれていること ○ 呼吸・循環・栄養等の全身管理及び感染症や深部静脈血栓症等の合併症に対する診療が可能であること ○ 合併症の中でも、特に誤嚥性肺炎の予防のために、口腔管理を実施する病院内の歯科や歯科医療機関等を含め、多職種間で連携して対策を図ること ○ リスク管理のもとに早期座位・立位、関節可動域訓練、摂食・嚥下訓練、装具を用いた早期歩行訓練、セルフケア訓練等のリハビリテーションが実施可能であること ○ 個々の患者の神経症状等の程度に基づき、回復期リハビリテーションの適応を検討できること ○ 診療情報やリハビリテーションを含む治療計画を共有するなど回復期又は維持期の医療機関等と連携していること ○ 回復期又は維持期に、重度の後遺症等により自宅への退院が容易でない患者を受け入れる医療施設や介護施設等と連携し、その調整を行うこと ○ 脳卒中の疑いで救急搬送された患者について、その最終判断を救急隊に情報提供することが望ましい	○ 再発予防の治療、基礎疾患・危険因子の管理、抑うつ状態や認知症などの脳卒中後の様々な合併症への対応が可能であること ○ 失語、高次脳機能障害、嚥下障害、歩行障害などの機能障害の改善とADL(日常生活動作)の向上を目的とした、理学療法、作業療法、言語聴覚療法等のリハビリテーションが専門医療スタッフにより集中的に実施可能であること ○ 合併症の中でも、特に誤嚥性肺炎の予防のために、口腔管理を実施する病院内の歯科や歯科医療機関等を含め、多職種間で連携して対策を図ること ○ 診療情報やリハビリテーションを含む治療計画を共有するなど急性期や維持期の医療機関等と連携していること ○ 再発が疑われる場合には、急性期の医療機関と連携すること等により、患者の病態を適切に評価すること	○ 再発予防の治療、基礎疾患・危険因子の管理、抑うつ状態への対応等が可能であること ○ 生活機能の維持及び向上のためのリハビリテーションが実施可能であること ○ 合併症の中でも、特に誤嚥性肺炎の予防のために、口腔管理を実施する病院内の歯科や歯科医療機関等を含め、多職種間で連携して対策を図ること ○ 介護支援専門員が自立生活又は在宅療養を支援するための居宅介護サービスを調整すること ○ 診療情報やリハビリテーションを含む治療計画(地域連携クリティカルパス等)を共有するなど回復期又は急性期の医療機関等と連携していること ○ 合併症発症時や脳卒中の再発時に、患者の状態に応じた適切な医療を提供できる医療機関と連携していること
医療機関例			○ 病院・診療所	○ 病院・診療所	○ 病院・診療所 ○ 介護老人保健施設
医療機関選定の基準	○ リストは作成しない	○ リストは作成しない	○脳卒中情報システムに参加しており、 且つ、下記項目の いずれか を満たす医療機関 ・経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術(24時間対応) ・経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術(24時間対応以外) ・抗血栓療法(t-PA) ・頭蓋内血腫除去術(24時間対応) ・頭蓋内血腫除去術(24時間対応以外) ・脳動脈瘤根治術(被包術、クリッピング)(24時間対応) ・脳動脈瘤根治術(被包術、クリッピング)(24時間対応以外) ・脳血管内手術	○下記の すべて を満たす機関 ・入院可能 ・回復期リハビリテーション病棟(病床) 又は脳血管疾患等リハビリテーションの実施 ・次の すべて が配置されていること ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士	【医療機関】 ○下記の すべて を満たす機関 ・入院可能 ・脳血管疾患等リハビリテーションの実施 ・次の いずれか が配置されていること ・理学療法士 ・作業療法士 ○【介護老人保健施設】※リスト作成なし

心筋梗塞等の心血管疾患の医療提供体制における各医療機能

機能	【予 防】	【救 護】	【急 性 期】	【回 復 期】	【再発予防】
目 標	<p>発症予防の機能</p> <p>○ 心筋梗塞等の心血管疾患の発症を予防すること</p>	<p>応急手当・病院前救護の機能</p> <p>○ 心筋梗塞等の心血管疾患の疑われる患者が、できるだけ早期に急性期医療を担う医療機関に搬送されること</p>	<p>救急医療の機能</p> <p>○ 患者の来院後速やかに初期治療を開始するとともに、30分以内に専門的な治療を開始すること</p> <p>○ 合併症や再発の予防、在宅復帰のための心臓リハビリテーションを実施すること</p> <p>○ 再発予防のため、定期的専門的検査を実施すること</p>	<p>疾患管理プログラムとしての心血管疾患リハビリテーションを実施する機能</p> <p>○ 再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理を実施すること</p> <p>○ 合併症や再発の予防、在宅復帰のための心血管疾患リハビリテーションを入院又は通院により実施すること</p> <p>○ 在宅など生活の場への復帰を支援すること</p> <p>○ 患者に対し、再発予防などに関し必要な知識を教育すること</p>	<p>再発予防の機能</p> <p>○ 再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理を実施すること</p> <p>○ 在宅療養を継続できるよう支援すること</p>
求められる事項	<p>○ 高血圧、脂質異常症、喫煙、糖尿病等の危険因子の管理が可能であること</p> <p>○ 初期症状出現時における対応について、本人及び家族など患者の周囲の者に対する教育、啓発を実施すること</p> <p>○ 初期症状出現時に、急性期医療を担う医療機関への受診を勧奨すること</p>	<p>○ 発症後速やかに救急要請を行うこと</p> <p>○ 心肺停止が疑われる者に対して、AEDの使用を含めた救急蘇生法など適切な処置を実施すること（救急救命士等）</p> <p>○ 地域メディカルコントロール協議会が定めたプロトコル（活動基準）に則し、適切な観察・判断・処置を実施すること</p> <p>○ 急性期医療を担う医療機関へ速やかに搬送すること</p>	<p>○ 心電図検査、血液生化学検査、心臓超音波検査、エックス線検査、CT検査、心臓カテーテル検査、機械的補助循環装置など必要な検査や処置が24時間対応可能であること</p> <p>○ 心筋梗塞等の心血管疾患が疑われる患者について、専門的な診療を行う医師等が24時間対応可能であること</p> <p>○ ST上昇型心筋梗塞の場合、冠動脈造影検査及び適応があれば経皮的冠動脈形成術(PCI)を行い、来院後90分以内の冠動脈再疎通が可能であること</p>	<p>○ 再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理、抑うつ状態等の対応等が可能であること</p> <p>○ 心電図検査、電気的除細動など急性増悪時の対応が可能であること</p> <p>○ 合併症併発時や再発時に緊急の内科的・外科的治療が可能な医療機関と連携していること</p> <p>○ 運動耐容能を評価した上で、運動療法、食事療法、患者教育等の心血管疾患リハビリテーションが実施可能であること</p> <p>○ 心筋梗塞等の心血管疾患の再発や重症不整脈等の発生時における対応法について、患者及び家族への教育を行っていること</p> <p>○ 診療情報や治療計画を共有するなど急性期の医療機関等と連携していること</p>	<p>○ 再発予防のための治療や基礎疾患・危険因子の管理、抑うつ状態への対応が可能であること</p> <p>○ 緊急時の除細動など急性増悪時への対応が可能であること</p> <p>○ 合併症併発時や再発時に緊急の内科的・外科的治療が可能な医療機関と連携していること</p> <p>○ 再発予防のための定期的専門的検査、合併症併発時や再発時の対応を含めた診療情報や治療計画を共有するなど急性期の医療機関や介護保険サービス事業所等と連携していること</p> <p>○ 在宅での運動療法、再発予防のための管理を医療機関と訪問看護ステーション、かかりつけ薬剤師・薬局が連携し実施できること</p>
医療機関例			○ 病院	○ 病院	
医療機関選定の基準	○ リストは作成しない	○ リストは作成しない	<p>○ 下記項目のいずれかを満たす機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心臓カテーテル法による諸検査(24時間対応) ・心臓カテーテル法による諸検査(24時間対応以外) ・冠動脈バイパス術 ・経皮的冠動脈形成術 ・経皮的冠動脈血栓吸引術 	○ 下記を満たす機関	○ リストは作成しない

糖尿病の医療連携体制における各医療機能

	【初期・安定期治療】	【専門治療】	【急性増悪時治療】	【慢性合併症治療】
機能	合併症の発症を予防するための初期・安定期治療を行う機能	血糖コントロール不可例の治療を行う機能	急性合併症の治療を行う機能	糖尿病の慢性合併症の治療を行う機能
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 糖尿病の診断及び生活習慣の指導を実施すること ○ 良好な血糖コントロールを目指した治療を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 血糖コントロール指標を改善するために、教育入院等の集中的な治療を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 糖尿病昏睡など急性合併症の治療を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 糖尿病の慢性合併症の専門的な治療を実施すること
求められる事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 糖尿病の診断と専門的指導が可能であること ○ 糖尿病の評価に必要な検査が実施可能であること ○ 食事療法、運動療法及び薬物療法による血糖コントロールが可能であること ○ 低血糖時やシックデイの対応が可能であること ○ 診療情報や治療計画を共有するなど専門治療を行う医療機関、急性・慢性合併症治療を行う医療機関と連携していること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 糖尿病の評価に必要な検査が実施可能であること ○ 各専門職種チームによる食事療法、運動療法、薬物療法等を組み合わせた教育入院等の集中的な治療(心理問題を含む。)が実施可能であること ○ 糖尿病患者の妊娠に対応可能であること ○ 食事療法、運動療法を実施するための設備があること ○ 糖尿病の予防治療を行う医療機関、急性・慢性合併症の治療を行う医療機関と診療情報や治療計画を共有するなど連携していること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 糖尿病昏睡等急性合併症の治療が24時間実施可能であること ○ 食事療法、運動療法を実施するための設備があること ○ 診療情報や治療計画を共有するなど糖尿病の予防治療を行う医療機関、教育治療を行う医療機関及び慢性合併症の治療を行う医療機関と連携していること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 糖尿病の慢性合併症(糖尿病網膜症、糖尿病腎症、糖尿病神経障害等)について、それぞれ専門的な検査・治療が実施可能であること(単一医療機関ですべての合併症治療が可能である必要はない。) ○ 糖尿病網膜症治療の場合、蛍光眼底造影検査、光凝固療法、網膜剥離の手術等が実施可能であること ○ 糖尿病腎症の場合、尿一般検査、尿中アルブミン排泄量検査、腎生検、腎臓超音波検査、血液透析等が実施可能であること ○ 診療情報や治療計画を共有するなど糖尿病の予防治療を行う医療機関、教育治療を行う医療機関及び急性合併症の治療を行う医療機関と連携していること
医療機関例	○ 病院・診療所	○ 病院・診療所	○ 病院・診療所	○ 病院・診療所
医療機関選定の基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ リストは作成しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下記の基準をすべて満たす医療機関 基準1 入院可能 基準2 「管理栄養士」あるいは「糖尿病療養指導士」がいること 基準3 次のすべての項目に該当あるいは対応可能 <ul style="list-style-type: none"> ・糖負荷試験(耐糖能精密検査) ・インスリン療法 ・糖尿病患者教育(食事療法、運動療法、自己血糖測定) ・糖尿病教育入院(各専門職種チームによる) ・糖尿病による合併症に対する継続的な管理・指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下記の基準をすべて満たす医療機関 基準1 入院可能 基準2 「管理栄養士」あるいは「糖尿病療養指導士」がいること 基準3 次のすべての項目に該当あるいは対応可能 <ul style="list-style-type: none"> ・糖負荷試験(耐糖能精密検査) ・インスリン療法 ・糖尿病患者教育(食事療法、運動療法、自己血糖測定) ・糖尿病教育入院(各専門職種チームによる) ・糖尿病による合併症に対する継続的な管理・指導 基準4 糖尿病昏睡治療 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下記基準1～3のいずれかを満たす医療機関 基準1 次のすべての項目に該当あるいは対応可能 <ul style="list-style-type: none"> ・糖負荷試験(耐糖能精密検査) ・インスリン療法 ・糖尿病患者教育(食事療法、運動療法、自己血糖測定)あるいは、糖尿病教育入院(各専門職種チームによる) ・糖尿病による合併症に対する継続的な管理・指導 基準2 網膜光凝固術(網膜剥離手術)(眼領域) 基準3 次のすべての項目に対応可能 <ul style="list-style-type: none"> ・血液透析(腎・泌尿器系領域) ・インスリン療法(内分泌・代謝・栄養領域)

周産期医療の医療体制における各医療機能

	【正常分娩】	【地域周産期母子医療センター】	【総合周産期母子医療センター】	【療養・療育支援】
機能	正常分娩等を扱う機能(日常生活・保健指導及び新生児の医療の相談を含む。)	周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる機能	母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができる機能	周産期医療関連施設を退院した障害児等が生活の場(施設を含む)で療養・療育できるよう支援する機能
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正常分娩に対応すること ○ 妊婦健診等を含めた分娩前後の診療を行うこと ○ 地域周産期母子医療センター及びそれに準ずる施設など他の医療機関との連携により、リスクの低い帝王切開術に対応すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周産期に係る比較的高度な医療行為を実施すること ○ 24時間体制での周産期救急医療(緊急帝王切開術、その他の緊急手術を含む。)に対応すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合併症妊娠、胎児・新生児異常など母体又は児にリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等を実施すること ○ 必要時に関係診療科又は他の施設と連携し、産科合併症以外の合併症を有する母体に対応すること ○ 周産期医療の中核として地域の各周産期医療関連施設との連携を図ること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の保健・福祉との連携により、周産期医療関連施設を退院した障害児等が生活の場(施設を含む。)で療養・療育できる体制を提供すること ○ 在宅において療養・療育を行っている児及び家族に対する支援を実施すること
求められる事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産科に必要とされる検査、診断、治療が実施可能であること ○ 正常分娩を安全に実施可能であること ○ 他の医療機関との連携により、合併症や帝王切開術その他の手術に適切に対応できること ○ 妊産婦のメンタルヘルスに対応可能であること ○ 緊急時の搬送にあたっては、周産期救急情報システム等を活用し、病態や緊急度に応じて適切な医療機関を選定すること。また平時から近隣の高次施設との連携体制を構築すること 	<p>【地域周産期母子医療センター】</p> <p>(ア)機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主として正常分娩等を扱う医療機関からの救急搬送、総合周産期母子医療センターからの戻り搬送に応じること ○ オープンシステム やセミオープンシステム 等の活用、合同症例検討会等の開催等により、その他の周産期医療関連施設等との連携を図ること <p>(イ)整備内容及び職員等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域周産期母子医療センターは、二次医療圏ごとに1病院又は必要に応じそれ以上整備することが望ましい。また、診療科目、設備、職員等に関しては表1のとおり。 ○ 周産期母子医療センター連携病院は、二次医療圏ごとに必要に応じ整備することとし、24時間体制で自院及び他の医療機関からの妊産婦の搬送受け入れが可能であること、産婦人科医師については、当直・呼出しにより24時間の診療体制が確保されていること。 <p>【周産期母子医療センター連携病院】</p> <p>県全体としての周産期医療体制を充実・強化する観点から、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターを補完する病院を「周産期母子医療センター連携病院」として位置付けます。</p> <p>(ア)機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 妊婦の搬送受入体制を有し、出生体重2,000g以上、妊娠週数35週以上のハイリスク児や切迫早産等の妊娠週数35週以降の中等症妊産婦に対する医療を行う。 <p>(イ)整備内容及び職員等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 24時間体制で自院及び他の医療機関からの妊産婦の搬送受け入れが可能であること ○ 産婦人科医師については、当直・呼出しにより24時間の診療体制が確保されていること 	<p>(ア)機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ MFICU及びNICUを備え、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠(重症妊娠高血圧症候群、切迫早産等)、胎児・新生児異常(超低出生体重児、先天異常児等)など母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うこと ○ 必要時、関係診療科又は他の施設と連携し、脳血管疾患、心疾患、敗血症、外傷、精神疾患等を有する母体に対応すること ○ 地域の周産期医療関連施設からの救急搬送に応じるなど、周産期医療体制の中核として連携・調整を行うこと ○ オープンシステム、セミオープンシステム等の活用、救急搬送の受け入れ、合同症例検討会等の開催等により、地域周産期母子医療センターその他の地域で分娩を取り扱う全ての周産期医療関連施設等との連携を図ること <p>(イ)整備内容及び職員等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合周産期母子医療センターは、原則として二次医療圏に1施設整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周産期医療関連施設等と連携し、人工呼吸器の管理が必要な児や気管切開等のある児の受け入れが可能であること ○ 児の急変時に備え、救急対応可能な病院等との連携が図られていること ○ 訪問看護ステーション、薬局、福祉サービス事業者及び自治体等との連携により、医療、保健及び福祉サービスを調整し、適切に療養・療育できる体制を支援すること ○ 周産期医療関連施設等と連携し、療養・療育が必要な児の情報(診療情報や治療計画等)を共有していること ○ 医療型障害児入所施設等の自宅以外の場や在宅において療養・療育ができるよう、周産期医療関連施設と連携し支援すること ○ 家族に対する精神的サポートや各種情報提供等の支援を実施すること
医療機関例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病院・診療所 ○ 助産所 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病院 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病院 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病院・診療所 ○ 訪問看護ステーション ○ 医療型障害児入所施設 ○ 日中一時支援施設
医療機関選定の基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次のすべてを満たす産科または産婦人科を標榜する病院・診療所・正常分娩 ○ 妊婦健康診査を実施する病院・診療所 ○ 助産所 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域周産期母子医療センターを有する病院 ○ 富山県周産期医療体制整備計画に位置づけられた地域周産期母子医療センター連携病院 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合周産期母子医療センターを有する病院 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小児科を標榜する病院又は診療所 ○ 医療的ケア児を対象とした在宅医療を行っている診療所 ○ 【訪問看護ステーション】※リスト作成なし ○ 【医療型障害児入所施設】※リスト作成なし ○ 【日中一時支援施設】※リスト作成なし

小児医療の医療体制における各医療機能(小児救急を除く)

機能	【相談支援等】 健康相談等の支援の機能	【一般小児医療】 一般小児医療(初期小児救急医療を除く。)を担う機能	【小児専門医療】 小児医療を担う機能	【高度小児専門医療】 高度な小児専門医療を担う機能
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供の急病時の対応等を支援すること ○ 慢性疾患の診療や心の診療が必要な児童及びその家族に対し、地域の医療資源や福祉サービス等について情報を提供すること ○ 不慮の事故等の救急対応が必要な場合に、救急蘇生法等を実施できること ○ 小児かかりつけ医を持つとともに、適正な受療行動をとること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に必要な一般小児医療を実施すること ○ 生活の場(施設を含む。)での療養・療育が必要な小児に対し、支援を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般小児医療を担う機関では対応が困難な患者に対する専門医療を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小児専門医療を担う医療機関では対応が困難な患者に対する高度な専門入院医療を実施すること
求められる事項	<p>(家族等周囲にいる者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な時に行政等が実施している育児や救急に関する相談窓口を活用できること ○ 不慮の事故の原因となるリスクを可能な限り取り除くこと ○ 救急蘇生法等の適切な処置を実施すること <p>(消防機関等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ AED(自動体外式除細動器)の使用を含めた救急蘇生法や不慮の事故予防に対する必要な知識を家族等に対し指導すること ○ 急性期医療を担う医療機関へ速やかに搬送すること ○ 救急医療情報システム等を活用し、適切な医療機関へ速やかに搬送すること <p>(行政機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 育児や救急に関する相談窓口の周知を図ること ○ 休日・夜間等に子供の急病等に関する相談体制を確保すること ○ 急病時の対応など受療行動についての啓発を実施すること ○ AEDの使用を含めた救急蘇生法や不慮の事故予防に対する必要な知識を家族等に対し指導する体制を確保すること ○ 慢性疾患の診療や心の診療が必要な児童及びその家族に対し、地域の医療資源や福祉サービス等について情報を提供すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般的な小児医療に必要とされる診断・検査・治療を実施すること ○ 入院設備を有する場合に、軽症者の入院診療を実施すること ○ 他の医療機関の小児病棟や新生児集中治療管理室(NICU)等から退院するときに、生活の場(施設を含む。)での療養・療育が必要な小児に対し、支援を実施すること ○ 訪問看護ステーション、福祉サービス事業者、行政等との連携により、医療、介護及び福祉サービスを調整すること ○ 医療型障害児入所施設など、自宅以外の生活の場を含めた在宅医療を実施すること ○ 家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること ○ 慢性疾患の急変時に備え、対応可能な医療機関と連携していること ○ 診療情報や治療計画を共有するなど、専門医療を担う地域の病院と連携していること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高度の診断・検査・治療や、勤務医の専門性に応じた専門医療を行うこと ○ 一般の小児医療を担う機関では対応が困難な患者や、常時監視・治療の必要な患者等に対する入院診療を行うこと ○ 小児科を標榜する診療所や病院等と連携体制を形成し、地域で求められる小児医療を全体として実施すること ○ より高度専門的な対応について、高度小児専門医療を担う病院と連携していること ○ 療養・療育支援を担う施設と連携するとともに、在宅医療を支援していること ○ 家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係医療機関との連携により、小児専門医療を担う医療機関では対応が困難な患者に対する高度専門的な診断・検査・治療を実施し、医療人材の育成、交流などを含めて地域医療に貢献すること ○ 療養・療育支援を担う施設と連携していること ○ 家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること
医療機関例		<ul style="list-style-type: none"> ○ 病院・診療所 ○ 訪問看護ステーション 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病院 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病院
医療機関選定の基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ リストは作成しない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小児科を標榜する病院・診療所 ○ 【訪問看護ステーション】※リスト作成なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域周産期母子医療センターを有する病院 ○ 入院可能で常勤小児科医が勤務する病院 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合周産期母子医療センターを有する病院 ○ 大学附属病院 ○ 救命救急センターを有する病院

小児医療の医療体制における各医療機能(小児救急のみ)

機能	【初期小児救急】	【入院小児救急】	【小児救命救急医療】
	初期小児救急医療を担う機能	入院を要する救急医療を担う機能	小児の救命救急医療を担う機能
目標	○ 初期小児救急を実施すること	○ 入院を要する小児救急医療を24時間体制で実施すること	○ 小児の救命救急医療を24時間体制で実施すること
求められる事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 休日夜間急患センター等において、平日夜間や休日の初期小児救急医療を実施すること ○ 緊急手術や入院等を要する場合に備え、対応可能な医療機関と連携していること ○ 地域で小児医療に従事する開業医等が、夜間休日の初期小児救急医療に参画すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小児科医師や看護師などの人員体制を含めて、入院を要する小児救急患者に対する医療を24時間365日体制で実施可能であること ○ 小児科を標榜する診療所や病院等と連携し、入院を要する小児救急患者に対する医療を担うこと ○ 高度専門的な対応について、小児救命救急医療を担う病院と連携していること ○ 療養・療育支援を担う施設と連携していること ○ 家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入院小児救急等を担う医療機関からの紹介患者や救急搬送による患者など、重篤な小児患者に対する救急医療を24時間365日体制で実施すること ○ 療養・療育支援を担う施設と連携していること ○ 家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること
医療機関例	(平日日中) ○ 小児科を標榜する病院・診療所 (夜間休日) ○ 休日夜間小児急患センター	○ 病院群輪番制に参加している病院	○ 救命救急センターを有する病院
医療機関選定の基準	○ リストは作成しない	○ リストは作成しない	○ リストは作成しない

在宅医療の医療体制における各医療機能

機能	【退院支援】	【日常の療養支援】	【急変時の対応】	【看取り】	在宅医療において積極的役割を担う医療機関	在宅医療に必要な連携を担う拠点
目標	円滑な在宅療養移行に向けての退院支援が可能な体制	日常の療養支援が可能な体制	急変時の対応が可能な体制	患者が望む場所での看取りが可能な体制	在宅医療において積極的役割を担う医療機関	在宅医療に必要な連携を担う拠点
求められる事項	<p>■在宅医療に係る機関に求められる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 患者のニーズに応じて、医療や介護、障害福祉サービスを包括的に提供できるよう調整すること ○ 在宅医療や介護、障害福祉サービスの担当者間で、今後の方針や症状に関する情報や計画を共有し、連携すること ○ 高齢者のみではなく、小児や若年層の患者に対する訪問診療、訪問看護、訪問薬剤管理指導等にも対応できるような体制を確保すること ○ 病院・有床診療所等の退院(退所)支援担当者に対し、地域の在宅医療及び介護資源に関する情報提供や在宅療養に関する助言を行うこと <p>■入院医療機関に求められる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 退院支援担当者を配置すること ○ 退院支援担当者は、できる限り在宅医療に係る機関での研修や実習を受けること ○ 入院初期から退院後の生活を見据えた退院支援を開始すること ○ 退院支援の際には、患者の住み慣れた地域に配慮した在宅医療及び介護、障害福祉サービスの調整を十分図ること ○ 退院後、患者に起こりうる症状の変化やその対応について、退院前カンファレンスや文書、電話等で、在宅医療に係る機関との情報共有を十分図ること 	<p>■在宅医療に係る機関に求められる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相互の連携により、患者のニーズに対応した医療や介護、障害福祉サービスが包括的に提供される体制を確保すること ○ 医療関係者は、地域包括支援センターが地域ケア会議において在宅療養者に関する検討をする際には積極的に参加すること ○ 地域包括支援センター等と協働しつつ、在宅療養に必要な医療や介護、障害福祉サービス、家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること ○ がん患者(緩和ケア体制の整備)、認知症患者(身体合併等の初期対応や専門医療機関への適切な紹介)、小児患者(小児の入院機能を有する医療機関との連携)等、それぞれの患者の特徴に応じた在宅医療の体制を整備すること ○ 身体機能及び生活機能の維持向上のためのリハビリを適切に提供する体制を構築すること ○ 介護家族等が一時的に介護ができない場合や心身の疲れを癒したりする場合に、患者を短期間受け入れ、必要な医療・介護を提供できる体制を整備すること 	<p>■在宅医療に係る機関に求められる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 症状急変時における連絡先をあらかじめ患者やその家族に提示し、また、診療等の求めがあった際には、24時間対応が可能な体制を確保すること ○ 一つの機関だけでは患者への24時間対応が難しい場合も、近隣の病院や診療所、訪問看護事業所等との連携により、24時間対応が可能な体制を確保すること ○ 在宅医療に係る機関で対応できない急変の場合は、その症状や状況に応じて、搬送先として想定される入院医療機関と協議し入院病床を確保するとともに、搬送については地域の消防関係者との連携を図ること <p>■入院医療機関に求められる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 連携している医療機関が担当する在宅療養者の症状が急変した際に、必要に応じて一時受け入れを行うこと ○ 患者が重症等で対応できない場合は、他の適切な医療機関と連携する体制を構築すること 	<p>■在宅医療に係る機関に求められる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人生の最終段階に出現する症状に対する患者や家族の不安を解消し、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を構築すること ○ 患者や家族に対して、自宅や住み慣れた地域で受けられる看取りに必要な医療及び介護、障害福祉サービスや看取りに関する適切な情報提供を行うこと ○ 介護施設等の入所者に対する看取りを必要に応じて支援すること <p>■入院医療機関に求められる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅医療に係る機関で看取りに対応できない場合について、病院・有床診療所で必要に応じて受け入れること 	<p>○ 在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多職種が連携し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと ○ 在宅医療に関する人材養成の研修を行うこと ○ 災害時及び災害に備えた体制構築への対応を行うこと ○ 患者の家族への支援を行うこと ○ 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと <p>○ 医療機関(特に一人の医師が開業している診療所)が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉サービス関係者に必要な基本的知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと ○ 地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること ○ 入院医療機関においては、在宅療養者の症状が急変した際の受け入れを行うこと ○ 地域住民に対し、在宅医療の内容や地域の医療及び介護、障害福祉サービス資源に関する情報提供を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること ○ 地域の医療及び介護、障害福祉関係者による会議を定期的に開催し、在宅医療における連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること ○ 地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センター等と連携しながら退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供できるよう、関係機関との調整を行うこと ○ 質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること ○ 在宅医療に関する人材育成及び普及啓発を実施すること
医療機関等の例	<p>関係機関の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病院・診療所 ○ 歯科診療所 ○ 訪問看護事業所 ○ 薬局 ○ 居宅介護支援事業所 ○ 地域包括支援センター ○ 介護老人保健施設 <p>■入院医療機関等の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病院・有床診療所 ○ 介護老人保健施設 	<p>■在宅医療に係る機関の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病院・診療所 ○ 訪問看護事業所 ○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ○ 薬局 ○ 居宅介護支援事業所 ○ 地域包括支援センター ○ 介護老人保健施設 ○ 短期入所サービス提供施設 	<p>■在宅医療に係る機関の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病院・診療所 ○ 訪問看護事業所 ○ 薬局 <p>■入院医療機関の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病院・有床診療所 	<p>■在宅医療に係る機関の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病院・診療所 ○ 訪問看護ステーション ○ 薬局 ○ 居宅介護支援事業所 ○ 地域包括支援センター <p>■入院医療機関の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病院・有床診療所 	<p>■医療機関の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅療養支援診療所・病院 ○在宅医療のためのグループに参加している病院・診療所 	<p>■連携拠点の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅医療連携拠点 ○在宅医療支援センター ○地域医療支援病院
医療機関等選定の基準	<p>■在宅医療にかかる機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病院・診療所・・・在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院、往診又は訪問診療を行なう施設・機関 ○ 歯科診療所・・・訪問歯科診療に対応可能な施設・機関 ○ 薬局・・・在宅患者訪問薬剤管理指導の提供可能な機関・施設 ○ 訪問看護事業所・・・全て ※リスト作成なし ○ 居宅介護支援事業所・・・全て ※リスト作成なし ○ 地域包括支援センター・・・全て ○ 介護老人保健施設・・・全て ※リスト作成なし ○ 短期入所サービス提供施設・・・短期入所療養介護を行う施設 ○ 医療系ショートステイ病床確保事業実施病院 ○ 介護家族等のレスパイト等のための在宅重症難病患者の一時入院受け入れ病院 <p>■入院医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入院医療機関・・・退院支援担当者の配置(入退院支援加算の届出) ○【介護老人保健施設】※リスト作成なし 	<p>■在宅医療にかかる機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病院・診療所・・・在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院、往診又は訪問診療を行なう施設・機関 ○ 歯科診療所・・・訪問歯科診療に対応可能な施設・機関 ○ 薬局・・・在宅患者訪問薬剤管理指導の提供可能な機関・施設 ○ 訪問看護事業所・・・全て ※リスト作成なし ○ 居宅介護支援事業所・・・全て ※リスト作成なし ○ 地域包括支援センター・・・全て ○ 介護老人保健施設・・・全て ※リスト作成なし ○ 短期入所サービス提供施設・・・短期入所療養介護を行う施設 ○ 医療系ショートステイ病床確保事業実施病院 ○ 介護家族等のレスパイト等のための在宅重症難病患者の一時入院受け入れ病院 	<p>■在宅医療にかかる機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病院・診療所・・・在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院、往診又は訪問診療を行なう施設・機関 ○ 歯科診療所・・・訪問歯科診療に対応可能な施設・機関 ○ 薬局・・・在宅患者訪問薬剤管理指導の提供可能な機関・施設 ○ 訪問看護事業所・・・全て ※リスト作成なし ○ 居宅介護支援事業所・・・全て ※リスト作成なし ○ 地域包括支援センター・・・全て ○ 介護老人保健施設・・・全て ※リスト作成なし ○ 短期入所サービス提供施設・・・短期入所療養介護を行う施設 ○ 医療系ショートステイ病床確保事業実施病院 ○ 介護家族等のレスパイト等のための在宅重症難病患者の一時入院受け入れ病院 <p>退院支援: 全ての機関 急変時の対応: 往診(終日)、往診(上記以外)に該当する機関 看取り: 在宅での看取り</p> <p>■入院医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ○病院群輪番制病院(急性増悪時等緊急時の入院の受け入れ) ○地域医療支援病院 ○在宅療養後方支援病院 	<p>■在宅医療に係る医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅療養支援診療所(有床)、在宅療養支援病院、救急告示病院の中で、厚労省の指針(求められる事項)に該当すると申し出た診療所等、及び在宅療養のためにできた開業医グループ内医療機関で、本機能を担う医療機関として、一覧表掲載の承諾を申し出た機関 <p>※上記機関に対し、厚生部医務課にて別途調査を行い、決定。</p> <p>■入院医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ○病院群輪番制病院(急性増悪時等緊急時の入院の受け入れ) ○在宅療養後方支援病院 	<p>■積極的役割を担う医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅療養支援診療所(有床)、在宅療養支援病院、救急告示病院の中で、厚労省の指針(求められる事項)に該当すると申し出た診療所等、及び在宅療養のためにできた開業医グループ内医療機関で、本機能を担う医療機関として、一覧表掲載の承諾を申し出た機関 <p>※上記機関に対し、厚生部医務課にて別途調査を行い、決定。</p>	<p>■連携拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市医師会が運営する在宅医療支援センター ○ 地域医療支援病院